

保存版

エコロガイドブック

2024年7月改定版



エコロマークは困った時に手をさしのべあって助け合うという思いを込めました。一見、かわいいウサギ、逆にしてみると両手が図案化されています。「エコロ」は、イタリア語で「はい、どうぞ」の意味です。気軽にケアをしたり、しあったり、という気持ちを表現しています。

生活クラブ生活協同組合・栃木

ガイドブックで「わからない」「困った時」はお問い合わせください

宇都宮センター（本部） ☎ 028-657-8161

目次

エッコロ保障内容一覧	2
申請から給付までの流れ	3
ケアについて	4
ケア者保険	5
各保障内容	6
1 組合員活動保障	6
2 共同購入保障	7
3 生活保障	8
エッコロ申請書	
① 事務局より送付用	11
② ケア依頼者用	12
③ 祝い金用	13
④ 乗り合わせケア申請書	14
⑤ 主催者託児申請書	15
託児を依頼するにあたって（主催者）（依頼者）、託児ケアを行うにあたって	16
エッコロ事業規約	17
エッコロ事業細則	19

＜ エッコロ保障内容一覧 ＞

	保障内容	頁
1 組合員活動保障	(1) 加入者本人及び同居家族が活動中に不慮の事故で負傷し入院・通院したとき (お見舞金の給付)	6
	(2) 加入者の組合員活動を支えるケア(家事援助・託児・送迎・見守りなど)	6
	(3) 活動費の盗難(ちいき費の盗難)	6
	(4) 乗り合わせケア	6
	(5)-1 主催者による託児(主催者託児)	7
	-2 主催者託児不成立のケア者保障	7
2 共同購入保障	(6) 配達当日の共同購入品の盗難	7
	(7) 配達当日の共同購入品の破損	7
	(8) 加入者が取りに行けない場合の共同購入品預かりケア	7
	(9) 身体的理由により共同購入が困難な加入者を支えるためのケア	8
3 生活保障	(10) 加入者本人が不慮の事故・病気で入院・通院・在宅療養をしたときのケア	8
	(11) 家族の入院・通院及び在宅療養で加入者が付き添い、介助などをするときのケア	8
	(12) 加入者の健康維持・推進のための活動を支えるケア(健康診断など)	8
	(13) 加入者本人及び配偶者が出産するときと出産前後のケア	9
	(14) 学校(幼稚園・保育園を含む)の行事参加のときのケア	9
	(15) 何にでも使えるたすけあいケア	9
	(16) 加入者の居住する住宅が災害により被害を生じたとき(お見舞金の給付)	9
	(17) 加入者の子の出生祝い	10
	(18) 加入者の子の就学祝い金(小学校・中学校)	
(19) 加入者の節目祝い金(65歳・77歳・88歳)		
<p>・(1)～(19)まで、それぞれの給付の上限 50,000 円/人です</p> <p>・年度内のエコロの利用限度額 50,000 円/人 です</p> <p>・契約期間は 4 月 1 日～3 月 31 日までの 1 年間で、更新は自動継続になります (年度途中に加入した場合は、その年度の 3 月 31 日までが契約期間となります)</p> <p>・掛け金は毎月 100 円、共同購入代金と一緒に引き落とされます</p> <p>・給付金は現金の受け渡しではなく、共同購入代金より差し引かれます</p>		

エッコロ申請から給付までの流れ

(4)乗り合わせケア、(5)-1 主催者託児、(5)-2 主催者託児不成立のケア者保障については、イベント当日会場での申請となります。

① まずは事務局に連絡する場合

事由発生

宇都宮センターへ連絡 (028-657-8161)

事務局確認後事務局より用紙を配付

申請書の記入

申請書の提出

審査

給付

- (1) 加入者本人及び同居家族が活動中に不慮の事故で負傷し入院・通院したとき (お見舞金の給付)
- (3) 活動費の盗難 (ちいき費の盗難)
- (6) 配達当日の共同購入品の盗難
- (7) 配達当日の共同購入品の破損
- (16) 加入者の居住する住宅が災害により被害を生じたとき (お見舞金の給付)

約3か月

② ケアが成立した場合

申請書の記入 (コピー可・ダウンロード可能)

*事務局から取り寄せることもできます

申請書の提出

審査

給付

- (2) 加入者の組合員活動を支えるケア (家事援助・託児・送迎・見守りなど)
- (8) 加入者が取りに行けない場合の共同購入品預かりケア
- (9) 身体的理由により共同購入が困難な加入者を支えるためのケア
- (10) 加入者本人が不慮の事故・病気で入院・通院・在宅療養をしたときのケア
- (11) 家族の入院・通院及び在宅療養で加入者が付き添い、介助などをするときのケア
- (12) 加入者の健康維持・推進のための活動を支えるケア (健康診断など)
- (13) 加入者本人及び配偶者が出産するときと出産前後のケア
- (14) 学校 (幼稚園・保育園を含む) の行事参加のときのケア
- (15) 何にでも使えるたすけあいケア

約3か月

③ 祝い金(出生・就学・節目)の場合

申請書の記入 (コピー可・ダウンロード可能)

*事務局から取り寄せることもできます

申請書の提出

審査

給付

- (17) 加入者の子の出生祝い
- (18) 加入者の子の就学祝い金 (小学校・中学校)
- (19) 加入者の節目祝い金 (65歳・77歳・88歳)

約3か月

給付金は共同購入代金より差し引かれます。
申請から給付まで約3か月ほどかかります。
審査は月1回たすけあい委員会で行います。

ケアについて

・ケアって？

毎日の生活や活動の中で手助けを必要とする加入者に、周りの組合員が手を貸すことです。
気張らずにさりげなく…今、困っている人へのほんのちょっとしたお手伝いです。
組合員同士の”お互いさま”の気持ちを大切に、たすけあいを進めます。

・ケア金って？

ケアが行われたことに対して、加入者全員の掛け金(100円/月)の中からケア者に支払われる給付金です。
給付されるケア金はケア内容によって異なります。

ケア者の交通費は組合員活動保障(2)と(5)、共同購入保障(9)のみ給付されます。

※交通費の計算は組合員活動の交通費に準じます。

(車はケア場所までの片道走行距離×2、バス・電車は実費を記入*自転車、徒歩には100円給付されます)

その他のケアの交通費や実費については、ケア者と依頼者とでご相談ください。

・ケア者って？

加入者個人や主催者からの依頼を受けて、託児や家事援助などを行う人のことです。

組合員であれば、誰でもいつでもケア者になれます。

※まず家族の協力を第一に考えます。依頼者の2親等以内の親族は組合員でもケア者になれません。

・ケア時間って？

ケア者が自宅を出てから帰るまでを「ケア保障時間」とし、そのうち実際にケアが行われた時間を「ケア活動時間」とします。

ケア保障時間:安心して「たすけあい」ができるように「ケア者保険」が適用される時間です。この時間内の、全てのケア中の事故に対応します。※車両事故に対する保障はありません。

ケア活動時間の上限:1事由につき1人のケア者が1日に給付を受けられる上限を6時間として、託児や家事援助を行う時間です。

※事故があった場合はすみやかに宇都宮センター(本部)へ連絡してください。(☎028-657-8161)

さてケア!

◆基本的に、依頼する人がケア者を見つけます。

ケア後、依頼者はすみやかに「エコロ申請書」を提出します。

◆給付が決定したら、申請者(依頼者)とケア者に通知されます。

ケア者の心得

・依頼を受けて当日までに都合が悪くなった場合は早めに連絡してください。(☎028-657-8161)

・ケアを行った際に見知ったことは、ご家族や友人等他人に話さないでください。

・相手への心配りとけじめをもって活動しましょう。

ケア者保険

ケア者保険は

1 ケア者がケア活動中に傷害を被った場合に支払われます。

- ・死亡・後遺症障害保険金額 300万円
- ・入院保険金額（日額） 3,000円（180日程度）
- ・通院保険金額（日額） 2,000円（90日程度）

2 ケア者がケア活動中に対人・対物賠償事故を起こした場合に支払われます。

[請負賠償責任保険]

ケア者がケア活動中に、過失により他人にケガをさせたり他人の物を壊した場合に保険金が支払われます。

- ・身体賠償 1事故期間中 1億円
- ・示談交渉費用 1事故につき 30万円
- ・財物賠償 1事故期間中 1億円
- ※免責金額（自己負担金額） 5,000円設定です。

[生産物賠償責任保険]

支援・サポートの仕事の結果に起因して生じた事故により他人の身体に損害を与えたり、財物を損壊させたりして法律上の損害賠償を負った場合保障されます。

※免責金額（自己負担金額）0円設定です。



各保障内容

- ・それぞれの給付の上限 50,000 円/人です
- ・年度内のエッコロの利用限度額 50,000 円/人 です
- ・契約期間は 4 月 1 日～3 月 31 日までの 1 年間で、更新は自動継続になります
- ・掛け金は毎月 100 円、共同購入代金と一緒に引き落とされます
- ・給付金は現金の受け渡しではなく、共同購入代金より差し引かれます

1 組合員活動保障

(1)加入者本人及び同居家族が活動中に不慮の事故で負傷し入院・通院したとき(お見舞金の給付)

保障内容	お見舞金 3,000 円 ・活動中に不慮の事故が発生した場合は宇都宮センターに連絡してください。
補足	・本人の居住する住宅内での事故は除きます。

(2)加入者の組合員活動を支えるケア(家事援助・託児・送迎・見守りなど)

保障内容	ケア内容:家事援助・託児・送迎・見守りなど ケア金:600 円/時(100 円/10 分) 1 日の給付上限 6 時間
補足	・ペットの世話・植木の水やり等は家事援助に含まれます。 ・班活動の場合、ケア者は班員以外の組合員とします。 ・兄弟がいる場合、別々に預けることもできます。 ・交通費:徒歩・自転車の場合は 100 円、車は走行距離で計算します。

(3)活動費の盗難(ちいき費の盗難)

保障内容	ちいき費の盗難被害実額×ちいきのエッコロ加入率＝保障額 50,000 円を限度とします。
補足	・盗難に気づいたら速やかに宇都宮センターに連絡してください。 ・警察に盗難届を出して盗難届受理番号を確認してください。

(4)乗り合わせケア

保障内容	・本部開催のイベントに乗り合わせた際にケア者に給付されます。 ・同乗者 1 人につき片道 100 円
補足	・会場で申請書に同乗者が記入してください。 ・依頼者がケア者を探してください。※車両事故に関する保障はありません。

(5)-1 主催者による託児(主催者託児)

保障内容	ケア金 600 円/時(100 円/10 分) 1 日の給付上限 6 時間
補足	・組合員以外の託児料は子ども 1 人につき 100 円です。 ・託児はケア者 1 人につき 3 人までです。 <提出書類> 主催者託児申請書

(5)-2 主催者託児不成立のケア者保障

保障内容	・主催者託児が当日キャンセルになった場合、予定していたケア者に給付されます。 ・400 円(交通費別途支給)
------	---

2 共同購入保障

(6)配達当日の共同購入品の盗難

保障内容	被害実額(1 事由 50,000 円の範囲内)
補足	・還元対象の共同購入品については、還元後の金額で給付されます。 ・事故発生後速やかに宇都宮センターに連絡してください。

(7)配達当日の共同購入品の破損

保障内容	被害実額(1 事由 50,000 円の範囲内)
補足	・対策を講じない場合 2 度目以降の申請は受理されません。 ・還元対象の共同購入品については、還元後の金額で給付されます。 ・荷受け場所から自宅玄関に共同購入品を入れるまでが保障されます。 ・事故発生後速やかに宇都宮センターに連絡してください。 ・破損とは、使用に耐えないものを指します。

(8)加入者が取りに行けない場合の共同購入品預かりケア

保障内容	400 円
補足	・年度内 1 回のみ。 ・取りに行くのを忘れた共同購入品を預かった場合は対象となりません。

(9)身体的理由により共同購入が困難な加入者を支えるためのケア

保障内容	・ケア内容:共同購入品の注文や授受 ・ケア金:600円/時(100円/10分) 1日の給付上限6時間
補足	・障がいや慢性疾患をもった加入者、高齢により車の運転ができなくなったなどの理由から共同購入品の注文や受取が困難となった加入者を対象とします。 ・エココロ申請書は1か月ごとに提出してください。 ・交通費:徒歩・自転車の場合は100円、車は走行距離で計算します。

3 生活保障

(10)加入者本人が不慮の事故・病気で入院・通院・在宅療養をしたときのケア

保障内容	ケア内容:家事援助、加入者本人の病院への送迎など (共同購入品の授受、家族の世話なども含む) ケア金:600円/時(100円/10分) 1日の給付上限6時間
補足	・病名を伏せたい場合は「病気」と記入してください。 ・切迫流産・帝王切開手術・つわりなども病気に含みます。 ・送迎時の車両事故の保障はありません。 ・骨髄提供に伴う入院・通院も対象となります。 ・ペットの世話・植木の水やり等は家事援助に含まれます。

(11)家族の入院・通院及び在宅療養で加入者が付き添い、介助などをするときのケア

保障内容	ケア内容:家事援助、託児など ケア金:600円/時(100円/10分) 1日の給付上限6時間
補足	・病名を伏せたい場合は「病気」と記入してください。 ・家族の範囲は、同居する家族又は別居の親・子・配偶者。 ・在宅介護・障がい者介護を含みます。 ・ペットの世話・植木の水やり等は家事援助に含まれます。

(12)加入者の健康維持・推進のための活動を支えるケア(健康診断など)

保障内容	ケア内容:健診に行っている間の家事援助、託児など(共同購入品の授受は除く) ケア金:600円/時(100円/10分) 1日の給付上限6時間
補足	・加入者の健康診断、定期健診、予防接種。 ・妊娠中の定期検診や病後の定期検診も保障の範囲とします。 ・ペットの世話・植木の水やり等は家事援助に含まれます。

(13)加入者本人及び配偶者が出産するときと出産前後のケア

保障内容	ケア内容:家事援助、病院への送迎、託児など ケア金:600 円/時(100 円/10 分) 1 日の給付上限 6 時間
補足	・出産前ケアは出産予定日の 12 週間前から、出産後ケアは子どもが 1 歳になるまでの 1 年間です。 ・ペットの世話・植木の水やり等は家事援助に含まれます。

(14)学校(幼稚園・保育園を含む)の行事参加のときのケア

保障内容	ケア内容:家事援助、託児など ケア金:600 円/時(100 円/10 分) 1 日の給付上限 6 時間
補足	・授業参観・PTA 活動も含みます。 ・年度内 5 回まで。 ・兄弟がいる場合、別々に預けることもできます。 ・ペットの世話・植木の水やり等は家事援助に含まれます。

(15)何にでも使えるたすけあいケア

保障内容	ケア内容:何にでも使えます。 ケア金:600 円/日
補足	・年度内 1 回のみ

(16)加入者の居住する住宅が災害により被害を生じたとき(お見舞金の給付)

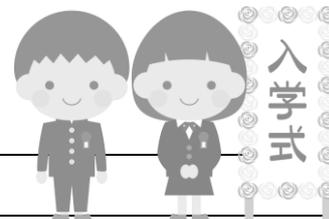
保障内容	お見舞金 3,000 円 (居住空間が対象)
補足	・災害発生後、速やかに宇都宮センターに連絡してください。 ・災害とは、雷・火災・竜巻・台風・浸水・大雨などです。 (災害の範囲に地震・噴火・戦争は含まれません。)

(17)加入者の子の出生祝い



保障内容	出生祝いとして 1,000 円+せっけんセット(1 人あたり) ・せっけんセットは「針状せっけん+浴用せっけん」 「キッチン用液体せっけん詰め替え用+泡状ポンプ容器+浴用せっけん」 から一つ選べます。
補足	・加入者本人及び配偶者に子どもが生まれたときとします。 ・双子以上の場合、子ども一人につき 1 枚ずつそれぞれに申請してください。 ・自宅での出産の場合は病院・産院名の欄に「自宅」と記入してください。

(18)加入者の子の就学祝い金(小学校・中学校)



保障内容	就学祝いとして 2,000 円/人
補足	・双子以上の場合、子ども一人につき 1 枚ずつそれぞれに申請してください。

(19)加入者の節目祝い金(65 歳・77 歳・88 歳)



保障内容	節目祝いとして 2,000 円
補足	・年齢に達してから 2 年間を申請期限とします。 ・2024 年7月から適用とします。



① エッコロ申請書(事務局より送付用)

記入例

事務局受付日 年 月 日 担当者名

(1) 加入者本人及び同居家族が活動中に不慮の事故で負傷し入院・通院したとき(お見舞金 3,000 円の給付)

申請者名(自著)	組合員コード	ちいき	班コード/個配	電話番号
生活 はなこ	0123456	〇〇〇〇	個配	028-657-〇〇〇〇
負傷者氏名	続柄	発生日	活動内容と事故の状況	
生活 きなこ	子	〇月×日	ちいきのイベントで調理活動を行った際に、オーブンでやけどをした。	
病院名 (電話番号)	生活クラブ病院 (028-657-〇〇〇〇)			

(3) 活動費の盗難(ちいき費の盗難) *警察に盗難届を出して盗難受理番号を確認してください。

申請者名(自著)	組合員コード	ちいき	班コード/個配	電話番号
生活 はなこ	0123456	〇〇〇〇	個配	028-657-〇〇〇〇
盗難金額	盗難受理番号	【事務局記入欄】保障額(被害実額×ちいきのエッコロ加入率)		
10,000 円	〇〇〇〇	円		

(6) 配達当日の共同購入品の盗難

(7) 配達当日の共同購入品の破損

申請者名(自著)	組合員コード	ちいき	班コード/個配	電話番号
生活 はなこ	0123456	〇〇〇〇	個配	028-657-〇〇〇〇
発生日	盗難または破損の状況を具体的に記入		【事務局記入欄】事務局確認 <input type="checkbox"/>	
〇/×	帰宅したら、消費材が荒らされていた。 (おそらくカラス)		消費材名	金額
				円

*消費材の配達明細表を添付してください。

(16) 加入者の居住する住宅が災害により被害を生じたとき(お見舞金 3,000 円の給付)

申請者名(自著)	組合員コード	ちいき	班コード/個配	電話番号
生活 はなこ	0123456	〇〇〇〇	個配	028-657-〇〇〇〇
発生日	被害の状況			
〇/×	落雷により、家電製品が故障した。			

《個人情報の取扱いに関する事項》

ご提出いただいた書類に記載された個人情報については、エコロ(共済)の維持管理、給付手続き(事由審査を含む)及び生活クラブ生協の共済にかかわる目的のみに使用します。

たすけあい委員会記入欄	金額	円	サイン	サイン
-------------	----	---	-----	-----



② エッコロ申請書(ケア依頼者用)

事由審査の都合上、1枚の申請書で複数の事由の申請は行わないでください。

* 申請書は必ず申請者が記入してください。

提出日 20 年 月 日

ちいき	班コード/個配	組合員コード	申請者名(自著)	電話番号

★ケア内容一覧(該当するものを○で囲んでください)

- (2) 加入者の組合員活動を支えるケア(家事援助・託児・送迎・見守りなど)
- (8) 加入者が取りに行けない場合の共同購入品預かりケア(年1回)
- (9) 身体的理由により共同購入が困難な加入者を支えるためのケア
- (10) 加入者本人が不慮の事故・病気で入院・通院・在宅療養をしたときのケア
- (11) 家族の入院・通院及び在宅療養で加入者が付き添い、介助などをするときのケア
- (12) 加入者の健康維持・推進のための活動を支えるケア(健康診断など)
- (13) 加入者本人及び配偶者が出産するときと出産前後のケア
- (14) 学校(幼稚園・保育園を含む)の行事(授業参観など)参加のときのケア(年5回)
- (15) 何にでも使えるたすけあいケア(年1回)

実施日	ケア内容	ケア時間	ケア者名	班コード/ 個配	組合員 コード	交通手段 (2)(9)のみ記入 車(片道)km・徒歩・自転車

* 給付金は10分単位で計算されます

《個人情報の取扱いに関する事項》

ご提出いただいた書類に記載された個人情報については、エコロ(共済)の維持管理、給付手続き(事由審査を含む)及び生活クラブ生協の共済にかかわる目的のみに使用します。

たすけあい委員会記入欄	金額	円	サイン	サイン
-------------	----	---	-----	-----



③ エッコロ申請書(祝い金用)

提出日 20 年 月 日

事由審査の都合上、1枚の申請書で複数の事由の申請は行わないでください。

ちいき	班コード/個配	組合員コード	申請者名(自著)	電話番号

★ケア内容一覧(該当するものを○で囲んでください)

- (17) 加入者の子の出生祝い 祝い金 1000円+せっけんセット
- (18) 加入者の子の就学祝い金(小学校・中学校) 祝い金 2000円
- (19) 加入者の節目祝い金(65歳・77歳・88歳) 祝い金 2000円

該当する項目の欄に記入して提出してください。

(17) 出生祝い	産婦名		出産年月日	年 月 日
	子の氏名		希望するセットに○を点けてください ①針状せっけん+浴用せっけん	
	産婦人科名 (電話番号)	()	②キッチン用液体せっけん詰め替え用 +泡状ポンプ容器+浴用せっけん	
(18) 就学祝い金	子の氏名			
	小学校名		入学年月日	年 月 日
	中学校名		入学年月日	年 月 日
(19) 節目祝い金	該当年齢を○で囲んでください。		生年月日	年 月 日
	65歳 77歳 88歳		満 歳	

* 申請書は必ず申請者が記入してください。

《個人情報の取扱いに関する事項》

ご提出いただいた書類に記載された個人情報については、エコロ(共済)の維持管理、給付手続き(事由審査を含む)及び生活クラブ生協の共済にかかわる目的のみに使用します。

たすけあい委員会記入欄	金額	円	サイン	備考
-------------	----	---	-----	----



④ 乗り合わせケア 申請書

見本

当日会場で記入したもののみ有効とします

企画名称	
日時 20 年 月 日 () : ~ :	場所
主催	組合員コード 企画責任者

同乗者 1 人につき片道100円が乗せてきた人に給付されます。

同乗者 (本人記入)	ちいき	組合員コード	(どちらかに○) 片道・往復	運転者	組合員 コード
			片道・往復		

《個人情報の取扱いに関する事項》

ご提出いただいた書類に記載された個人情報については、エココロ（共済）の維持管理、給付手続き（事由審査を含む）及び生活クラブ生協の共済にかかわる目的のみに使用します。

たすけあい委員会記入欄	金額	サイン	サイン	合計金額	円
給付者	円	給付者			円
給付者	円	給付者			円
給付者	円	給付者			円



⑤ 主催者託児申請書

企画名称	
日時 20 年 月 日 () : ~ :	場所
主催	組合員コード 企画責任者
託児担当者 (企画責任者ではない人)	
氏名/	ちいき名/ 個配・班コード/
組合員コード/	当日連絡先/

*ケア金はケア者に給付します。600円/時間(100円/10分)1日の給付上限6時間。

*ケア者1名につき最大3人まで託児ケアできます。

*生活クラブ未加入者は子ども1人につき100円の保険料がかかります。

注意!! 組合員で「エッコロ未加入者」の託児はお受けできません。当日の加入もできます。

託児依頼者名簿 (組合員用) エッコロ当日加入の場合は当日加入欄に○を記入してください。

ちいき	組合員コード	組合員名	子ども名	年齢 月 齢	当日 加入	注意事項 (アレルギー等)	引取 サイン

託児依頼者名簿 (生活クラブ未加入者用)

お名前	電話番号	子ども名	年齢 月 齢	保険料 100円	注意事項 (アレルギー等)	引取 サイン

ケア金給付表 (交通手段:車はケア場所までの走行距離×2、バス・電車は実費、自転車・徒歩を記入します)

ケア者名	班コード/個配	組合員コード	託児ケア時間	交通手段	事務局記入欄
			~		
			~		

(5)ー2 主催者託児不成立のケア者保障 (当日キャンセル記入欄)

ケア者名	班コード/個配	組合員コード	エッコロ給付金額	交通手段	事務局記入欄
			400円		
			400円		

たすけあい委員会記入欄	サイン	サイン	合計金額	円
給付者	円	給付者		円

託児を依頼するにあたって(主催者)

- ・ 託児担当者を設け、託児担当者が当日の申請書の記入とケア者及び依頼者の状況の確認を行ってください。
- ・ 託児担当者は当日の連絡先をケア者に伝えてください。
- ・ ケア者に依頼した時間をケア時間としてください。(イベント時間とケア時間は必ずしも同じではありません。)
- ・ 受付を済ませたお子さんと私物の名札を作成し、ケア者にわかるようにしてください。
- ・ イベントの終了後お子さんの引き取りを確認してください。
- ・ 保護者が引きとりに時間が掛かる場合、ケア者は時間で終了としてください。

託児を依頼するにあたって(依頼者)

- ・ キャンセルの場合は、わかった時点で必ず連絡してください。(宇都宮センター：028-657-8161)
- ・ 必要と思われるものはお持ちください。(おむつ、着替え等)
- ・ 個別でお願いしたいことは直接ケア者に伝えてください。
- ・ 預ける前のお子さんの様子等、ケア者に申し渡しを行ってください。(ご飯を食べた、眠いなど)

託児ケアを行うにあたって(ケア者)

- ・ エプロンは各自持参してください。
- ・ 体調がすぐれない場合は速やかに担当理事又は事務局へ連絡してください。
- ・ 託児中に泣き方がひどい、長く泣き止まないとき、具合が悪そうなときは託児担当者へ連絡するなどの対応をお願いします。
- ・ ケア者の食事等休憩時間はケア時間に含まれません。
- ・ ケアが当日キャンセルとなった場合は予定していたケア者にケア金 400 円を給付します。
- ・ ケア金は共同購入代金より差し引かれます。
- ・ 託児終了後保護者に引き渡す際には託児中の様子をお知らせしてください。



エコロ事業規約

第一章 総 則

(目 的)

第1条 エッコロ事業は生活クラブ生活協同組合（以下、生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行なうことを目的とします。

(活動内容)

第2条 生協は加入者から掛金を受取り、共済期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1 組合員活動保障

- (1) 加入者本人及び同居家族が活動中に不慮の事故で負傷し入院・通院したとき（お見舞金の給付）
- (2) 加入者の組合員活動を支えるケア（家事援助・託児・送迎・見守りなど）
- (3) 活動費の盗難（ちいき費の盗難）
- (4) 乗り合わせケア
- (5) -1 主催者による託児（主催者託児）
-2 主催者託児不成立のケア者保障

2 共同購入保障

- (6) 配達当日の共同購入品の盗難
- (7) 配達当日の共同購入品の破損
- (8) 加入者が取りに行けない場合の共同購入品預かりケア
- (9) 身体的理由により共同購入が困難な加入者を支えるためのケア

3 生活保障

- (10) 加入者本人が不慮の事故・病気で入院・通院・在宅療養をしたときのケア
- (11) 家族の入院・通院及び在宅療養で加入者が付き添い、介助などをするときのケア
- (12) 加入者の健康維持・推進のための活動を支えるケア（健康診断など）
- (13) 加入者本人及び配偶者が出産するときと出産前後のケア
- (14) 学校（幼稚園・保育園を含む）の行事参加のときのケア
- (15) 何にでも使えるたすけあいケア
- (16) 加入者の居住する住宅が災害により被害を生じたとき（お見舞金の給付）
- (17) 加入者の子の出生祝い
- (18) 加入者の子の就学祝い金（小学校・中学校）
- (19) 加入者の節目祝い金（65歳・77歳・88歳）

(たすけあい委員会の設置)

第3条 エッコロ事業の自立的かつ円滑な運営を図るために「たすけあい委員会」を設置します。

(たすけあい委員会の議決事項)

第4条 たすけあい委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) 事由発生処理に関する事項
- (2) エッコロ事業内容の検討に関する事項
- (3) エッコロ事業案の策定に関する事項
- (4) その他エコロ事業運営上必要とされる事項

第二章 エッコロ事業契約

(加入者の範囲)

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になる事ができる者は生協の組合員とします。

(加入手続)

第6条 生協に申請し、生協の受理をもってします。

(掛金及び支払い方法)

第7条 共済掛金は月額100円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払い込むものとします。

2. 共済掛金の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第8条 エッコロ事業効力の開始は申込が出され、生協の受理した日からとします。

(共済金の受取人)

第9条 給付金の受取人は加入者本人及びケア者とします。

2. 加入者が死亡した時は次の号に掲げるものとし、その順位は各号の順とします。

(1) 加入者の配偶者

(2) 加入者の死亡当時生計を一つにしている子・父母(配偶者の父母を含む)

(エッコロ事業期間)

第10条 エッコロ事業期間は4月1日より翌年の3月31日までとし、エッコロ事業期間の中途における解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第11条 加入者はエッコロ事業契約の成立後、次の変更が生じた時は遅滞なく生協に届出るものとします。

(1) 加入者の氏名の変更

(2) 加入者の住所の変更

(3) 加入者の班またはちいきの変更

(契約の消滅)

第12条 エッコロ事業契約は加入者が生協を脱退した時、または死亡した時消滅します。

第三章 エッコロ事業掛金の種類及び共済金の支払い

(事由発生時の報告)

第13条 加入者またはその家族はエッコロ事業事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

(給付金の支払い請求)

第14条 給付金の申請者はエッコロ事業事由が発生したときに、速やかに申請書と必要な添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

(給付金の支払)

第15条 給付金は事由内容を規約及び細則にそってたすけあい委員会が審査し、たすけあい委員会が支払うものとします。

(時効)

第16条 給付金の申請者が給付金の請求手続きを事由発生から2年間怠ったとき、生協は給付金の支払い義務を免れます。

(調整)

第17条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義を生じた時はたすけあい委員会において調整するものとします。

第四章 エッコロ事業の実施方法

(業務委託)

第18条 生協はエッコロ事業活動を行なうため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

(細則)

第19条 生協はこの規約に定めるもののほか、エッコロ事業活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則にもとづいて活動するものとします。

(附則)

第20条 この規約は1995年12月25日から施行し、1998年6月1日に改定とします。

2. この規約は2004年5月27日改定し、2004年7月1日から施行します。

3. この規約は2006年5月1日から施行します。

4. この改定規約は2007年5月31日から施行します。

5. この改定規約は2008年5月30日から施行します。

6. この改定規約は2009年10月1日から施行します。

7. この改定規約は2016年7月1日から施行します。

8. この改定規約は2024年7月1日から施行します。

* 本規約における共済とはエッコロ事業をさします。

エッコロ事業細則

(総 則)

第1条 エッコロ事業規約（以下、「規約」という）第19条にもとづき、共済制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 「家族」とは同居する親・子・配偶者・祖父母・孫と別居の親・子・配偶者します。

(障がい・慢性疾患の定義)

第3条 「障がい・慢性疾患」とは、生活クラブで班に配達された共同購入品を、自宅まで運んだり、OCR を記入することなどが日常的に困難な状態とします。

(居住する住宅の定義)

第4条 「居住する住宅」とは、加入者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家・借家・借間を問わないものとします。

2. 物置、納屋、塀、垣根、車庫、その他の付属構築物は除きます。

(不慮の事故の定義)

第5条 「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下のとおりとします。

- (1) 交通事故
- (2) 不慮の中毒
- (3) 不慮の墜落
- (4) 天災
- (5) 火災及び火焰による不慮の事故
- (6) 不慮の溺没
- (7) 不慮の打撲
- (8) その他たすけあい委員会が特に認めたもの

(入院の定義)

第6条 「入院」とは、医師の診断により治療が必要である、かつ自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2. 「病院」とは医師法に定める病院又は診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所は病院に準ずるものとします。
3. 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ転院した場合は継続して入院したものとします。
4. 同一病気・同一事故に起因する入院は入退院を繰り返しても一事由とします。

(在宅療養の定義)

第7条 「在宅療養」とは家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

(共済期間をまたがる事由の取り扱い)

第8条 事由が共済期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の共済期間に通算するものとします。

(組合員活動の定義)

第9条 「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会・部会・集会・イベント、共同購入品の授受及び集金・支払行為などとし、組合員に同行している家族も含みます。また、留守番をしている未就学児童を含みます。

(共済金の払い込み方法)

第10条 規約第7条の共済掛金の払い込み方法は、毎月の共同購入代金の支払いと同一の方法で払い込むものとします。

(解約方法)

第 11 条 規約第 10 条第 2 項で規定する解約方法は、所定の解約届けを 2 月の申請締切日までに提出することとします。

2. 解約を申し出ない場合は、共済契約はさらに 1 年間継続するものとします。

(保障内容)

第 12 条 規約第 2 条に規定する「共済期間中に発生した各事由に対する保障内容」及び規約第 14 条に規定する「支払い請求に必要な提出書類」は別表のとおりとします。

(ケア及びケア者の定義)

第 13 条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行なう者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。

2. ケア者は個人情報漏洩の防止に努めるとともに、その他著しく不適切な行為は禁止されています。

3. 依頼者の 2 親等以内の親族は組合員でもケア者になれません。

(節目祝い金の年齢)

第 14 条 加入者が満 65 歳、77 歳、88 歳に達したときとします。

(附則)

第 15 条 この細則は、1995 年 12 月 25 日から施行、1998 年 6 月 1 日改定とします。

2. この細則は、2004 年 2 月 19 日改定し、2004 年 7 月 1 日から施行します。

3. この細則は、2006 年 5 月 1 日から施行します。

4. この細則は、2016 年 7 月 1 日から施行します。

5. この細則は、2024 年 7 月 1 日から施行します。

* 本細則における共済とはエコロ事業をさします。